

(2) 補助金見直しの基本視点に基づく評価

(※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること)

| | | | |
|----------------------|--|---|--|
| 公益性 | 補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。 | 評価 | 評価の理由・具体的な根拠指標 |
| | | 広く社会に利益をもたらす | 介護人材の確保や離職防止を図ることができ、より安定した介護サービスの提供につながると考える。 |
| 公益性 | 補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。 | 評価 | 評価の理由・具体的な根拠指標 |
| | | ほとんど合っている | 介護人材の不足は全国的な問題となっている。本補助事業により、介護従事者の負担が軽減され、介護人材の確保や離職防止を図ることができる。 |
| 必要性 | 補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。 | 評価 | 「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。 |
| | | ある | 介護人材の不足は全国的な問題となっている。市も関与しなくてはならない問題と考える。 |
| | 補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。 | 評価 | 「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的根拠を記入 |
| | | できる | 本補助事業を行わない場合、入居のための費用を従事者または事業者が負担することとなる。費用増を従事者側に転嫁した場合、従事者の負担が増えることから従事者の離職が進行する恐れがある。また、費用増を事業者側に転嫁した場合にも、経営上の理由等から事業を打ち切り、同じ結果となる恐れがある。以上のことから、介護人材確保等のため、本補助は必要なものであると考える。 |
| | 市民ニーズが高いものである。 | 評価 | 評価の理由・具体的な根拠指標 |
| | | やや高い | 高齢化・高齢社会において、介護人材の確保は重要な課題である。本補助事業により、介護従事者の確保、離職防止に繋がることから、市民ニーズが高いものとする。 |
| | 市民ニーズに即している。 | 評価 | 評価の理由・具体的な根拠指標 |
| | | やや即している | 高齢化・高齢社会において、介護人材の確保は重要な課題である。本補助事業により、介護従事者の確保、離職防止に繋がることから、市民ニーズに即しているものとする。 |
| 補助金の意義について、的確に説明できる。 | 評価 | 「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。 | |
| | できる | 本補助事業により、介護従事者の確保、離職防止に繋がることは、結果として市民の介護サービスの安定的な供給に資する。 | |
| 補助期限（終期）を設定している。 | 評価 | 「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。 | |
| | 未設定 | 介護人材不足という課題に対応するため期限を設定することができない。 | |
| 補助金申請に係る積算根拠が明確である。 | 評価 | 「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。 | |
| | はい | 収支予算書を作成してもらい、その根拠として雇用証明書等を提出してもらうことで確認することができる。 | |

| | | | |
|--|---|---|---|
| 施策との整合性 | 当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。 | 評価 | 「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。 |
| | | している | 第8期介護保険事業計画（施策4602）に位置付けられている。 |
| 施策との整合性 | 補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。 | 評価 | 「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。 |
| | | いいえ | |
| 公平性 | 事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。） | 評価 | 「はい」を選んだ理由 |
| | | いいえ | |
| | | | 「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。 介護職員のための宿舎を借り上げ、人材確保に努めている介護事業者が対象となる。 |
| | 補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。 | 評価 | 「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。 |
| | 設定済 | 補助率：補助対象経費（共益費等を含む）は、1戸あたり月額50,000円を限度とし、その1/2の金額。入居者から賃借料を徴収している場合は、その額を除いた金額の1/2の金額 根拠：浦安市介護従事者宿舎借上げ支援事業費補助金交付要綱 | |
| 効率性 | 補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。 | 効果の測定方法・具体的な根拠指標 | |
| | | 補助対象者数・・・離職防止を図ることができたと確認できる。 新規補助対象者数・・・人材確保を図ることができたと確認できる。 | |
| | | 評価 | 評価理由 |
| | 多少の効果 を上げている | | 介護従事者の離職等を防止することで、結果として利用者の利益となる。 |
| | 手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。 | 評価 | 評価の理由・具体的な根拠指標 |
| | はい | 委託する性質のものではないため。 | |
| 国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乘せ・横出しする補助事業は除く） | 評価 | 「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。 | |
| | ない | | |
| 補助対象経費の明確化 | 補助金対象内外経費が明らかになっているか。 | 評価 | 「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていけない理由を記入。 |
| | | はい | 賃貸借契約書の写し、給与明細書又は貸金台帳の写しで確認している。 |
| | 補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。） | 評価 | 「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など） |
| | | 対象としていない | |

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

| | | | |
|---|--|---|--|
| 団体補助金 | 団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。 | 評価 | 評価の理由 |
| | | はい | 介護事業者自ら宿舍を借り上げ、従事者離職防止等の目的のため、その宿舍を従事者の居住の用に供しているため。 |
| | 補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。 | 評価 | 「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。 |
| | | いいえ | 市から補助金対象事業者（実績の有無によらず）に周知しており、また、団体自ら対外的に情報公開をする性質ものではないため。今後も同様の見通し。 |
| | 団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。 | 評価 | 「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。 |
| | | いいえ | 本補助金は介護事業者が従事者のために宿舍を借り上げ、実際に発生した費用の一部について補助するものであって、交付する補助金の使途を制限する必要がないため。今後も同様の見通し。 |
| 補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。 | 評価 | 「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きい方を選択してください。 | |
| 市職員が補助金交付団体の事務を行っているか。（行っている場合は合理的な理由があるか。） | 評価 | 「行っている」の場合、合理的な理由を記入。 | |
| | 行っていない | | |
| 繰越金 | 交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越金を計上している。 （※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したものを別紙にて提出のこと） | 評価 | 具体的な根拠指標 |
| | | | 直近決算額における補助金額 _____ 円 繰越金額 _____ 円 { うち補助事業会計分 _____ 円 うち団体独自会計分 _____ 円 |
| | | | 繰越金額が生じた具体的な原因について記入。 |
| | 上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額ないし、休止などの必要な対策を考えている。 | 評価 | 「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。 |
| | | | |

(3) 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

江戸川区及び船橋市で実施している。

<<江戸川区>>
 補助対象施設の借上げに要する賃借料等で、1戸当たり月額82,000円を限度とし、その7/8を上限とする。
 <<船橋市>>
 補助対象施設の借上げに要する賃借料等で、1戸当たり月額50,000円を限度とし、その1/2を上限とする。

本市の補助率は、船橋市については同額の補助率である一方、江戸川区よりも補助率が低いものであり、他市と比較しても、補助率が高すぎるということはない。

(4) 補助金の課題

現在介護職員のみを対象としているが、介護事業者の人員基準には看護職員など専門職の配置も求められる。

(5) 所属長の総合評価

補助額の減額等は介護事業者や従事者の負担となる。結果として、介護人材の離職等につながる可能性があることから、現行の制度の継続が必要と考えている。

(6) 補助金の今後の方向性

| |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま継続 |
| <input type="checkbox"/> 見直しをしたうえで継続 |
| <input type="checkbox"/> 廃止 |
| <input type="checkbox"/> その他 |

| |
|--------|
| その他の内容 |
| |

| | |
|---------|--|
| 現行継続の理由 | 介護人材の確保や離職防止を図ることができ、より安定した介護サービスの提供につながると考える。 |
|---------|--|

| | |
|--------|--|
| 見直しの時期 | |
| 見直しの内容 | |

| | |
|-------|--|
| 廃止の時期 | |
| 廃止の理由 | |